

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年11月13日付け食安輸発1113第1号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、インドネシア産生鮮コーヒー豆から基準値を超えるカルバリルを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、インドネシア産生鮮コーヒー豆について、貨物を保留の上、カルバリルに係る自主検査を実施することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
インドネシア産生鮮コーヒー豆
2. 検査の項目
カルバリル
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号別表2の3によること。
ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。
5. 検査の方法
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
基準値（0.01ppm）を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
7. 備考
基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。